

合併市に関する調査

記入月日：平成16年3月22日

基礎情報

都道府県・市名	新潟県・佐渡市（さどし）
合併期日	平成16年3月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	新潟県佐渡市千種232番地（旧金井町）
人口（合併直近の国調）	72173人（平成12年国調）
面積	854.92km ²
議員定数	30人
関係市町村名	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	両津市		17,037	233.39	18
相川町		9,129	192.31	18	36.66
佐和田町		9,896	47.69	18	28.47
金井町		7,145	54.33	16	28.51
新穂村		4,513	63.31	14	35.08
畑野町		5,313	66.41	16	37.51
真野町		6,123	67.09	16	34.67
小木町		3,801	25.96	14	32.80
羽茂町		4,364	52.21	14	37.90
赤泊村		3,137	52.22	14	36.69
合計	—	70,458	854.92	158	—

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
両津市		10,280,000	1,342,766	4,100,000		0.280
相川町		6,660,000	745,122	2,672,000		0.223
佐和田町		5,307,000	1,091,083	1,904,491		0.358
金井町		5,633,800	561,716	1,701,800		0.269
新穂村		3,328,000	313,270	1,440,000		0.194
畑野町		5,758,000	353,045	1,821,800		0.186
真野町		4,616,500	465,322	1,743,000		0.212
小木町		3,811,000	260,986	1,311,800		0.164
羽茂町		3,220,000	332,502	1,580,000		0.192
赤泊村		4,673,000	207,184	1,477,983		0.154
合計	-	53,287,300	5,672,996	19,752,874	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年1月7日	解散年月日：平成16年2月29日
内容	協議会委員；10市町村長、議長、学識経験者10名、計30名 合併調印式までに10回の協議会を開催（1島1市の島づくりを目指して）	
住民発議について	有（無）	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年～平成25年	
基本計画の主要項目	基本理念；豊かな自然、薫り高い文化活気あふれる新しい島づくり 目 標；1．充実した生活基盤 2．魅力ある就業環境 3．人が輝く交流促進	
旧市町村庁舎の利活用	本庁舎及び支所庁舎として存続	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	有・無	有の場合： 60 名
議会の議員の在任に関する特例	有（無）	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：26.9万円	
地域審議会の設置について	有・無	
内容	設置単位；合併前の市町村の区域ごと 設置期間；合併の日から平成26年3月31日 組 織；15人以内で組織し、（公共的団体の役職員、学識経験者、公募により選任された者）市長が委嘱する	
地方税に関する特例	有・無	
内容	地方税については、合併時に統一する。ただし、国保税については対象地域及びを定め不均一課税を実施する。	
合併特例債発行限度額（億円）	420.5億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置等）	
	1.合併の方式：新設合併 2.合併の期日：平成16年3月1日 3.新市の名称：佐渡市 4.新市の事務所の位置： 合併後新たに建設する本庁舎の位置；金井町千種沖 新庁舎が建設されるまでの間の庁舎の位置；金井町役場 5.議員の定数：地方自治法第91条の規定に基づき30人とする。また、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、議員の定数を60人とする。 6.農業委員会の委員：合併時は、現行の10の農業委員会とする。また、平成17年7月20日以降は1の農業委員会とし、委員数は40人とする。 7.一般職の職員：一般職の職員員は全て新市の職員として引き継ぐ。 8.地域審議会：地域審議会を設置する。 9.一部事務組合：財産及び債務は全て新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、全て新市の職員として引き継ぐ。 10.町名字名：新市の町名字名は、「大字」の大字を廃止し、「佐渡市」とする。	
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。 「合併時は、現行どおりとする。」及び「合併後、検討する。」などの事業及び項目についての調整方法や時期。	